

令和3年第4回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月14日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 号 八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 八雲町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 6 議案第 8 号 令和3年度八雲町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第 9 号 財産の取得について
- 日程第 8 発委第 1 号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
- 日程第 9 発議第 1 号 入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書
- 日程第 10 発議第 2 号 石炭火力による発電量をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書
- 日程第 11 発議第 3 号 令和3年9月以降に北海道で発生した赤潮による被害対策等を求める意見書
- 日程第 12 発議第 4 号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書
- 日程第 13 発議第 5 号 中国政府による新疆ウイグル、チベット、内モンゴル等自治区への人権侵害等を非難することを求める意見書
- 日程第 14 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（14名）

1番	赤井睦美君	2番	佐藤智子君
3番	横田喜世志君	4番	大久保建一君
5番	関口正博君	6番	宮本雅晴君
7番	倉地清子君	8番	三澤公雄君
9番	牧野仁君	10番	安藤辰行君
11番	斎藤實君	12番	能登谷正人君
副議長	13番 黒島竹満君	議長	14番 千葉隆君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	政策推進課長	川口拓也君
併選挙管理委員会事務局長		財務課長	川崎芳則君
新幹線推進室長	鈴木敏秋君	住民生活課長	加藤貴久君
会計管理者 兼会計課長	阿部雄一君	農林課長	荻本正君
保健福祉課長	戸田淳君	併農業委員会事務局長	
水産課長	田村春夫君	商工観光労政課長	井口貴光君
建設課長	藤田好彦君	公園緑地推進室長	佐々木裕一君
環境水道課長	佐藤英彦君	落部支所長	佐藤尚君
教育長	土井寿彦君	学校教育課長	石坂浩太郎君
		学校給食センター長	
		社会教育課長	
学校教育課参事	齊藤精克君	兼図書館長	佐藤真理子君
		郷土資料館長	
		町史編さん室長	
体育課長	三坂亮司君	農業委員会会長	日野昭君
選挙管理委員会委員長	外崎正廣君	監査委員	千田健悦君
総合病院事務長	竹内伸大君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
総合病院医事課長	石黒陽子君	総合病院地域医療連携課長	
消防長	大淵聡君	総合病院地域連医療連携課参事	加藤孝子君
八雲消防署庶務課長	堤口信君	八雲消防署長	高橋朗君
八雲消防署警防救急課長	大清水良浩君	八雲消防署予防課長	今村幸一君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長		地域振興課参事	小笠原一信君
地域振興課長	野口義人君	産業課長	吉田一久君
兼熊石教育事務所長		熊石国保病院事務長	福原光一君
住民サービス課長	北川正敏君		
熊石消防署長	荒谷佳弘君		

○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	松田力君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開会宣告

○議長(千葉 隆君) ただいまの出席議員は13名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(千葉 隆君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、佐藤智子さんと三澤公雄君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長(千葉 隆君) これより、局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長(三澤 聡君) ご報告いたします。

本日の会議に、町長より議案1件が追加提出されております。また、総務経済常任委員会から意見書案1件、議員発議によります意見書案5件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

本日の会議に、赤井睦美議員、遅刻する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号

○議長(千葉 隆君) 日程第2、議案第1号 八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長(加藤貴久君) 議長、住民生活課長。

○議長(千葉 隆君) 住民生活課長。

○住民生活課長(加藤貴久君) 議案第1号、八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

この度の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことから、既設条例の一部を改正しようとするものです。

条例第5条第2項から、議案書3ページ、第6項までの改正及び条例第38条第2項の改

正は、後段でご説明いたします、条例第 53 条第 2 項から第 5 項において、当該条項の内容を包括するものとなっていることから、これを削除しようとするものでございます。

条例第 42 条第 1 項第 3 号の改正は、家庭的保育事業等設備運営基準の改正を受けて、本条第 4 項第 1 号の満 3 歳未満保育認定子どもの意義を条文上明確にしようとするため、対象条文の追加をしようとするものです。

議案書 4 ページから 7 ページ、条例第 4 章雑則、第 53 条第 1 項から第 6 項、電磁的記録等の新設は、特定教育・保育施設等が作成、保育等を行なうものや、特定教育・保育施設等と教育・保育認定保護者との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、包括的に電磁的記録・電磁的方法による対応を可能とするための規定を追加しようとするものです。

附則といたしましては、この条例の施行日を、公布の日からとするものであります。

以上、簡単であります。議案第 1 号、八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 3 議案第 2 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 3、議案第 2 号 八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（加藤貴久君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（加藤貴久君） 議案第 2 号、八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書 8 ページをお願いいたします。

この度の改正は、令和 4 年 1 月 1 日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が 1 万 6 千円から 1 万 2 千円に引き下げられることとなりましたが、国の社会保障審議会

医療保険部会の議論の整理において、少子高齢化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことから、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

条例第6条の改正は、健康保険法施行令が改正されたことにより、出産育児一時金等の支給額について、産科医療制度の掛金見直しを踏まえて、現行の40万4千円から40万8千円に改正しようとするものです。

なお、国民健康保険規則において定めている加算額について、当該条例の改正に合わせて、1万6千円を1万2千円に改正し、総支給額については現行の42万円を維持しようとするものであります。

附則といたしましては、この条例の施行日を令和4年1月1日とし、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る八雲町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例にしようとするものです。

以上、簡単ではありますが、議案第2号、八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第3号

○議長（千葉 隆君） 日程第4、議案第3号 八雲町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○消防本部庶務課長（堤口 信君） 議長、消防本部庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 消防本部庶務課長。

○消防本部庶務課長（堤口 信君） 議案第3号、八雲町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書9ページをお開き願ひします。

この度の改正は、消防団員の任務は、地域防災体制の中核的役割を果たす存在となっておりますが、近年、消防団員数の減少が社会問題となっております。

このことから、総務省消防庁では、全国的な消防団員の減少の危機感のもと、消防団員の処遇改善等に関する検討会を行い、このたび非常勤消防団員の報酬等の基準が制定されました。

八雲町においても、同様にここ数年減少傾向にあるため、このままでは地域防災力が低下し、町民の生命・身体・財産の保護に支障をきたす恐れがあることから、早期に処遇の改善を図り、一人でも多くの消防団員が加入されるよう促進するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは改正部分について、ご説明いたします

第9条第2項の条文中の水火災その他の災害を災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に改め、第13条第1項条文中の報酬の額は、を、報酬は、年額報酬及び出勤報酬とし、に改め、第14条第1項条文中の、職務遂行のため出勤服務したときは、当該服務につき、を、会議に出席し、に改めるものであります。

次に別表の改正について、ご説明いたします。

別表第2の報酬額表を削除し、表中の職区分を区分に改め、班長の報酬の額を現行の3万3千円から3万7千円に、団員の報酬の額を現行の2万6千円から3万6,500円に改め、新たに改正後の太枠部分のとおり、種別を設け、年額報酬と出勤報酬に種別分けし、新たに区分として、災害出勤等、日額8千円と、上記以外の業務（会議を除く。）日額4千円の報酬の額とするものであります。

10ページをお開き願います。

別表第3の費用弁償額表を削除し、新たに、現行の太枠部分を、改正後の太枠部分のとおり、会議、日額2千円に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第3号、八雲町消防団条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご説明いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第4号

○議長（千葉 隆君） 日程第5、議案第4号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 議案第4号、財産の無償貸付けについてご説明いたします。

議案書11ページ及び概要説明書1ページをご覧ください。

本件は、平成29年3月31日をもって熊石地域の学校統廃合により閉校した旧泊川小学校の校舎等について、学校を再び人々が集まる場所として活用するという、おかえり集学校プロジェクトを国内各地で展開しております事業者より、このほど、利活用の提案を受けたことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産の無償貸付けについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、無償貸付けする財産は、議案書記載のとおり、旧泊川小学校校舎及び教職員住宅2棟2戸でございます。教職員住宅は、集学校の常駐スタッフ入居予定用です。

2、無償貸付けする相手方は、東京都豊島区に本社を置くリングロー株式会社、代表取締役社長、碓氏。

3、無償貸付けする理由は、遊休施設となっている旧泊川小学校の有効活用を図るとともに、当該事業者の活動等を通じて、少子高齢化対策や雇用創出を含めた様々な面で、持続可能な地域づくりの向上にも期待ができる点でございまして、事業内容が、当町が推進する施策の実現に有益であり、公益性があると判断されることからでございます。

4、無償貸付けする期間は、地域活性化、地域貢献に期待ができることから、その円滑な運営に資するため、令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間です。

1月から順次準備を始め、来年の春、新年度にはプレオープンしたい事業者側の予定でございます。

なお、リングロー株式会社は、中古パソコン、OA・IT機器のリユース事業を中心に、販売、買取り、修理、サポート事業を行っており、社長の碓氏は、八雲町東野出身で、現在までに集学校を全国6県で6校を開校しており、北海道で初めてとなる集学校を、地元貢献したい思いで八雲町に開校するところでございます。

以上、議案第4号、財産の無償貸付けについての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第8号

○議長（千葉 隆君） 日程第6、議案第8号 令和3年度八雲町病院事業会計補正予算第4号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議案第8号、令和3年度八雲町病院事業会計補正予算第4号について説明いたします。

議案書38ページをお開き願います。

この度の補正は、病院事業における新型コロナウイルス感染症対策に係る予算を計上しようとするものであります。

第2条収益的収入及び支出であります。収入 第1款病院事業収益 第3項総合病院医業外収益に1,353万1千円を追加し、17億8,596万4千円とし、第4項国保病院医業外収益に8,392万3千円を追加し、2億1,233万3千円とするものであります。

支出であります。第1款病院事業費用 第2項国保病院医業費用に138万1千円を追加し、10億1,993万8千円とするものであります。

第3条資本的収入及び支出であります。予算第4条本文カッコ書き中、国保病院の資本的収入額が、資本的支出額に不足する額を987万1千円に、過年度分損益勘定留保資金を983万8千円にそれぞれ改めるものであり、資本的収入及び支出額は、収入、第1款資本的収入、第7項国保病院補助金に456万7千円を追加し、624万7千円とするものであります。

支出であります。第1款資本的支出 第2項国保病院建設改良費に、464万8千円を追加し、9,884万7千円とするものであります。

本補正予算に関する総合病院分、4事業の概要につきまして、説明いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止・医療提供体制確保支援事業は、発熱患者等に対する診療、検査提供体制の確保、感染拡大防止対策に要する費用として、医療体制維持にかかる費用に対し、財源措置されるものであります。

次に、感染症医療提供体制整備事業及び発熱者等診療・検査医療機関等設備整備事業は、入院治療及び発熱外来等に係る感染防護資材に対して、財源措置されるものであります。

最後に、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業は、院内での個別接種促進に対し、一定の接種回数条件を満たした場合に、定額補助及び人件費見合い分相当額が支援さ

れる制度となっております。

なお、総合病院の補正につきましては、支出する内容は、すべて当初予算において計上されているものであり、新たに予算措置が必要となるものではございませんので、収益的収入のみの補正予算となります。

次に、国保病院について説明いたします。

国保病院は、新型コロナウイルス感染症、疑い患者の病床2床に、必要な予算の計上をしようとするものであり、先ほど、総合病院分で説明いたしました、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援事業により、医療体制維持にかかる費用及び疑い患者病床の費用に充てるほか、感染症病床確保促進事業費補助金は、感染症疑い患者等を受け入れるため、2床分の個室を確保することによる空床補償として財源措置されるもので、感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金は、救急医療における感染疑い患者を診療するための感染防護資材、備品等に対して財源措置されるものであります。

最後に、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業は、総合病院と同様に、院内での個別接種促進に対し、一定の接種回数条件を満たした場合に、定額補助及び人件費見合い分相当額の給付を受けるものです。

各収入及び支出の詳細につきましては、議案書 39 ページから 41 ページにより説明いたします。

議案書 39 ページをご覧ください。

補正予算実施計画により、総合病院に係る収益的収入及び支出、収入について説明いたします。

第1款病院事業収益 第3項総合病院医業外収益 4目補助金国庫補助金 460万円の追加は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金で、医療機関の診療体制維持に必要とされる経費として、医療機器保守費用に対応した計上であります。

同節、道補助金 893万1千円の追加は、内訳といたしまして、感染症医療提供体制整備事業補助金 107万7千円及び発熱者等診療・検査医療機関等設備整備事業補助金 64万9千円は、入院治療及び発熱外来等に係る感染防護資材に対応した計上であります。

同じく道補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金は、院内での個別接種促進への支援補助として、720万5千円の計上であります。

議案書 40 ページをご覧ください。

国保病院に係る収益的収入及び支出、支出から説明いたします。

第1款病院事業費用 第2項国保病院医業費用 2目材料費医療消耗備品費 26万3千円の追加は、感染疑い病床に必要な診療用具費として、壁掛け吸引器、器械台等の購入費用であります。

3目経費 消耗品費 70万7千円の追加は、フェイスシールド、キャップ、D I F トランスパックの交換用資材等の購入費用であります。

消耗備品費 20万5千円の追加は、感染疑い病床に設置する、クロスパーテーション、院内コードレス電話等の購入費用であります。

修繕費 20 万 6 千円の追加は、感染疑い患者病床と一般病床とのゾーニングをするための、ドアの取付修繕に要する費用であります。

これに対応いたします収入であります。収入、第 1 款病院事業収益、第 4 項国保病院医業外収益 7 目補助金 国庫補助金 417 万 7 千円の追加は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金で、感染症疑い患者の病床に必要な診療用具費、診療用消耗器材費、器械器具費、施設整備修繕費のうち、103 万 1 千円を予定するものでございます。また、そのほか支出する内容は、すべて当初予算において計上されているものであり、新たに予算措置が必要となるものではございません。

同節、道補助金の追加は、感染症疑い患者等を受け入れるため、2 床分の個室を確保したことによる空床補償として、感染症病床確保促進事業費補助金 7,508 万 8 千円、感染症疑い患者の病床に必要な診療用具費、診療用消耗器材費のうち、感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金 33 万 8 千円、院内での個別接種促進のための支援で、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金として 432 万円の計上であります。

議案書 41 ページをご覧ください。

国保病院に係る資本的収入及び支出、支出から説明いたします。

支出、第 1 款資本的支出 第 2 項国保病院建設改良費 2 目固定資産購入費 備品購入費 464 万 8 千円の追加は、簡易陰圧ブース、空気清浄機、D I F トランスバック等の整備であります。

これに対応いたします収入であります。収入、第 1 款資本的収入 第 7 項国保病院補助金 1 目補助金 国庫補助金、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 102 万 3,000 円、同節 道補助金 感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金 354 万 4 千円は、支出に計上の備品購入費に対応した計上であります。

以上で、議案第 8 号、令和 3 年度八雲町病院事業会計補正予算第 4 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第9号

○議長（千葉 隆君） 日程第7、議案第9号 財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（加藤貴久君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（加藤貴久君） 議案第9号、財産の取得についてをご説明いたします。追加提出議題の1ページでございます。

本件は、戸籍総合システム及び電子計算機器一式を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

戸籍総合システム等は、平成23年より稼働し、平成27年の更新を経て、現在まで運用しているところでありますが、機器等の保守期限を迎えることから、システム機器等一式を更新しようとするものであります。

取得しようとする財産の種類及び数量は、戸籍総合システム及び電子計算機器一式であります。

取得の方法は、契約の定めるところによります。

取得の金額は、2,035万円であります。

契約の相手方は、函館市末広町22番1号、株式会社エスイーシー、代表取締役社長、永井英夫であります。

なお、本件の見積合わせについては12月10日に執行しており、納期を令和4年3月23日としており、本日の議決をいただいたのち、契約行為に移らせていただくことを予定しております。

以上、簡単であります。議案第9号の提案説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 発委第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第8、発委第1号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○総務経済常任委員会委員長（安藤辰行君） 議長、安藤。

○議長（千葉 隆君） 安藤君。

○総務経済常任委員会委員長（安藤辰行君） 発委第1号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書について、提案説明いたします。

北海道内では、定期的実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっています。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し、長期的には、昆布の水揚げも激減してきています。

今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせています。

よって、水産漁業被害の解明と支援策を、早急に講ずるよう強く要望する。

議員各位のご賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 発議第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第9、発議第1号 入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 発議第1号、入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書について、提出者を

代表して提案説明を行います。

菅前首相は、本年8月2日に開催された新型コロナウイルス感染症の医療提供体制に関する閣僚会議において、重症患者や重症化リスクの高い方以外は自宅での療養を基本とする方針を発表しました。8月3日には、重症患者や中等症以下の患者の中で特に重症化リスクの高い者に入院治療を重点化し、入院の必要がある患者以外は自宅療養を基本とする考え方をとることも可能である旨、各都道府県・保健所設置市・特別区宛てに通知しました。

自宅療養中の患者が亡くなる事例も生じており、患者の症状は、常に急変する可能性があり、その場合でも命を救う救命処置を迅速に行うなどの対応が必要であることから、政府は入院治療を原則としたうえで、宿泊療養施設など医療スタッフが常駐する環境の整備に尽力し、すべての患者の命を救おうとする姿勢を、国民に対して示す必要があります。

よって、政府においては、入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする方針を撤回するよう、強く要望いたします。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（千葉 隆君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第10 発議第2号

○議長（千葉 隆君） 日程第10、発議第2号 石炭火力による発電量をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 発議第2号、石炭火力による発電量をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書について、提出者を代表し提案説明いたします。

第6次エネルギー基本計画では、2030年度の電源構成について、石炭火力発電の比率は19%と明記されました。

しかし、この計画で言及しているように、石炭火力は、化石燃料の中でもCO₂排出量が多いことから、たとえ熱量当たりの単価が低廉で安定的な供給が見込まれるとしても、その活用は、昨年10月の2050年カーボンニュートラル宣言と矛盾するものであると考えられます。

よって、政府においては、温室効果ガス排出量の削減をより一層進めるため、石炭火力による発電量をゼロとする目標年限を表明するよう、強く求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（千葉 隆君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第11 発議第3号

○議長（千葉 隆君） 日程第11、発議第3号 令和3年9月以降に北海道で発生した赤潮による被害対策等を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 発議第3号、令和3年9月以降に北海道で発生した赤潮による被害対策等を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

本年9月中旬以降、北海道太平洋沿岸で大規模な赤潮が発生し、サケやマス、ウニ、昆布など、水産資源に大きな被害が発生しています。年末に向けて水産物の需要増が期待される中、地域の漁業者には強い危機感が広がっています。また、サケマス養殖、稚ウニも壊滅的な被害を受け、沿岸の水産資源のさらなる悪化につながりかねず、本年以降の漁業への影響が危惧されます。

一方、北海道産の水産物の出荷の低迷が、全国の水産物の調達に影響を及ぼすことも懸念され、仕入れ値の上昇などが、飲食店の売上や家計への圧迫として波及することが危惧されます。漁業者の高齢化が進み、漁業者の減少が続く中、今後、我が国の水産業を支え、国民の食を守る観点から、国に対し、下記について強く要請するものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 発議第 4 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 12、発議第 4 号 北海道農業の基幹作物、てん菜の生産を守ることを求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 発議第 4 号、北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

てん菜は、北海道農業の輪作の基幹作物として重要な役割を果たしています。国産砂糖は、北海道のてん菜や沖縄県及び鹿児島県南西諸島のサトウキビから作られ、自給率は 40%で、北海道のてん菜糖は 8 割を占めています。てん菜生産に作付け制限を強いるのではなく、砂糖の輸入を減らし、国産砂糖を守る政策に転換することが必要である。

よって、下記 3 点の対策を求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 発議第 5 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 13、発議第 5 号 中国政府による新疆ウイグル、チベット、内モンゴル等自治区への人権侵害等を非難することを求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4 番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4 番（大久保健一君） 発議第 5 号、中国政府による新疆ウイグル、チベット、内モンゴル等自治区への人権侵害等を非難することを求める意見書について提案いたします。

中国政府による民族弾圧は、152 か国が批准するジェノサイド条約にも違反する行為であり、新疆ウイグル自治区だけにとどまらず、チベットや内モンゴル等自治区でも深刻な人権侵害が行われており、民族弾圧や文化の破壊、人命のみならず人権を侵害する行為に対して、断固として非難と抗議の声を世界中から上げなければならない。

よって、当町議会は、国会及び政府に対し、中国政府による新疆ウイグル自治区で行った行為をジェノサイドと認定し、併せて、チベット及び内モンゴル等自治区への人権侵害を直ちにやめるよう、世界中の国と共に中国政府に対して非難及び抗議を行うよう強く要請する。

以上、議員各位、賛同をお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 14 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（千葉 隆君） 日程 14、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。

申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長（千葉 隆君） 町長から、発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本年、最終の議会となりました、第 4 回定例会を終了するにあたり、お許しをいただきましたので、お礼のご挨拶をさせていただきたいと存じ上げます。

本定例会にご提案申し上げました各議案につきましては、議員各位の暖かいご理解のもと、原案どおり可決いただき感謝申し上げますとともに、一般質問、及び議案審議を通じて、議員各位からいただきました多くのご意見、ご提言は、これを真摯に受け止め、町政執行に生かしてまいります。

今年も残すところ 17 日間となりましたが、早いもので町政 2 期目が終了し、3 期目の町政がスタートしております。町政を預かって以来、地域の活性化、とりわけ基幹産業の振興が何より重要であるとの考えから、後継者の育成をはじめとする、持続可能な八雲町、明るく未来のある八雲町を築き上げることを目指し、精力的に町政を推進してまいりました。

今、過ぎようとする、令和 3 年を振り返りますと、国内ではじめての新型コロナウイルス感染症患者が確認されてから、1 年 11 カ月が経過しました。現在は、ワクチン接種等の効果もあって、全国的に新規感染者数が減少に転じ、地域経済も活気を取り戻しつつありますが、12 月に入り、新型コロナウイルスの新たな変異株オミクロン株の感染者が国内で確認されるなど、最後まで感染対策や経済対策に追われた 1 年であったと思います。

そんな中、10 月 4 日に菅内閣が総辞職し、第 100 代総理大臣として、岸田文雄氏が就任し、11 月 10 日は第二次岸田内閣が発足し、新たな経済対策として、これまで最大となる総額 55 兆円となる補正予算が生まれ、新型コロナ対策に加えて成長と分配の好循環の実現に向けた施策などが盛り込まれております。

主な施策としては、子育て世帯支援として、18歳以下の子どもに対する一人当たりの10万円相当の給付、さらにはコロナ禍で打撃を受けた中小企業に最大250万円を給付することなどが挙げられています。

この度の経済対策では、自治体向けの地方創世臨時交付金に6兆円を盛り込み、今後の地域経済の活性化など、財源に活用される見込みであり、八雲町として昨年度の経済対策では、八雲町いきいき応援券を発行していますが、今年度も同様の経済対策を検討してまいりたいと考えているところであります。

明るい話題としては、コロナ禍で1年延期となっていた東京オリンピック、パラリンピックが、緊急事態宣言下の7月から9月にかけて、無観客の開催となった異例の大会となりましたが、目立った混乱もなく、さらに日本選手団が大活躍し閉幕したこと。さらに、前代未聞のリアル二刀流の活躍でアメリカ大リーグ、ア・リーグの最優秀選手に選出されるなど、日本のみならずアメリカの野球界を席卷した大谷翔平選手の今年の大活躍は、新型コロナウイルスの戦いに疲れ、閉塞感が生まれていた社会に、勇気と元気を与えてくれたものと思います。

次に、町政の状況について申し上げますが、先の臨時議会の所信表明で主要施策について述べさせていただいておりますので、施策を絞ってお話しをさせていただきます。

まず、今議会の補正予算にてご承認いただきました、高齢者・障がい者及びひとり親などの町民税非課税世帯に対し、在宅生活支援を目的として実施している、冬期福祉手当がありますが、原油価格高騰による灯油価格の高止まりや新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加などの現状を踏まえ、家計の負担軽減の観点から、給付額を1世帯当たり5千円から1万円に引き上げさせていただきました。今後は、子育て支援や、高齢者・障がい者及びひとり親などに安心して健やかに過ごしていくための福祉施策の充実に努めてまいります。

3年目を迎えたトラウトサーモン養殖試験事業は、良好な試験結果となっており、事業化へ向けては、採算性から地元での種苗生産、幼魚の確保が必須であり、同総研サケマス内水面水産試験所道南支場の譲渡を受けて、令和4年度から陸上での種苗生産事業の開始ができるように進めているところであり、これと並行して、北海道二海サーモンのブランド化と生産から販売までの体制構築について検討しているところであります。

自然エネルギーの導入、脱炭素社会を目指す八雲町にとって、再生可能エネルギー導入ビジョンに基づく事業の推進として、熊石地域平田内川を活用した小水力発電事業を、官民共同で実施するため、現地法人を設立し運営していく準備を進めているところであります。

昨年度から検討しているウイスキー蒸留所の誘致については、現在、小学館と建設場所や施設規模などの協議を継続しており、誘致の実現に向けて最善の努力をしてまいりたいと考えております。

地域で安心して暮らすためには、医療の充実が欠かせません、八雲総合病院は、北渡島・桧山圏域の地域センター病院として、さらには新型コロナウイルス感染症重点病院として、

町民はもとより近隣地域からも信頼される医療機関として、しっかりと役割を果たし、引き続き常勤医師確保と経営改善を努めてまいりたいと思います。

この間、新型コロナウイルス感染症の受入やワクチン接種に日々最前線に対応していただきました医療スタッフの皆様には、心より感謝を申し上げたいと存じます。

なお、八雲町における新型コロナワクチンの3回目も接種となるブースター接種は、12月中は医療従事者を中心に行われ、来年2月から75歳以上の高齢者への接種を開始し、4月中にはすべての町民に接種できる予定となっております。

建物の老朽化が進む熊石国保病院の建て替え事業について、診療所化の検討に言及し、熊石地域の皆様に不安を与えましたことを、心からお詫び申し上げます。今後につきましては、これまで進めてきた基本構想や基本設計及び考え方は継続しつつ、将来にわたって地域の医療を確保していけるよう、地域住民の皆様から直接ご意見をお聞きし、議会との話し合いを深め、慎重に判断してまいりたいと考えております。

八雲町の財政の主要な財源であるふるさと応援寄附金奨励事業は、町内事業者のご努力とご協力をいただき、今年度は昨年度の19億円を大きく上回る見込みで、本日現在18億円に達しており、このまま順調に推移しますと、目標額としておりました29億円に迫る見込みとなっております。

また、国の事業認定を受けて取り組んでおります企業版ふるさと納税は、本日現在23の企業から寄附をいただいている状況にあります。どちらのふるさと納税制度による寄附も、八雲町を応援していただける個人・企業の温かいご支援であり、まちづくりを進めるにあたって貴重な財源でありますので、今後においても、知恵と工夫を凝らした事業の展開に取り組んでまいりたいと存じます。

いずれにしましても、八雲町を愛する気持ちは誰にも負けません。そんな強い思いで、1年間、様々な取組を進めてまいりました。

今後の政策決定にあたりましては、社会経済の動向を注視し、柔軟にして大胆な発想を堅持しつつ、議会の皆様のご意見を尊重しながら進めてまいりたいと存じます。

向こう4年間の町政を考えますと、まさに多事多難な環境の中での町政運営になることは覚悟しております。今後とも町民皆様の幸せと、八雲町の限らない発展のため、職員ともども全力を尽くして参りたいと存じますので、重ねてご支援・ご協力をよろしく願いたします。

この1年間、議員各位には、大変ご高配を賜りました。どうぞ議員各位におかれましては、健康に十分に留意され、ご家族ともども良いお年を迎えられ、くる年もまた八雲町のためご活躍くださりますよう、そして変わらぬご支援をお願い申し上げ、ご挨拶いたします。

この1年、本当にありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（千葉 隆君） この際、私からも閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

す。

10月の改選後、同僚議員として倉地清子議員が新たに参画した本定例会は、去る12月9日開会以来、本日まで6日間にわたり、条例改正、各会計補正予算、議員発議による意見書など数多くの議案が上程され、終始熱心にご審議を賜り、無事、閉会の運びとなり、議員各位並びに理事者各位のご協力に、議長として衷心より感謝申し上げる次第でございます。

町長はじめ理事者各位におかれましては、これまでの議会審議に寄せられました真摯な態度に深く敬意を表するとともに、議員各位の意見、提言等につきましては、十分に尊重され、今後の町政執行に積極的に取り入れていただくようお願い申し上げます。

私ども議会は、平成25年に議会基本条例を制定し、常に進化する議会として改革を進めてきました。これまでは、議会報告会や一般会議の開催、広報広聴常任委員会の活性化など、開かれた議会、議会からの発信などの改革は進めてきましたけれども、新しい政策予算について（1）政策等の発生源、（2）検討した他の政策等の内容、（3）他の自治体の類似する政策等との比較検討、（4）総合計画における根拠又は位置づけ、（5）関係ある法令及び条例等、（6）政策等の実施にかかわる財源措置、（7）将来にわたる政策等のコスト計算などの7項目の審議が十分尽くされてきたのか。また、町長提出議案等に対して審議し結論を出す場合、議会が議員による討論の広場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議により、議論を尽くして合意形成に努めてきたかなど、改めて議会基本条例制定時の原点に立ち返り、第7条、第8条を意識した議会運営をしていかなければならないと考えています。さらには課題の一つとして、時代に乗り遅れることなく、議会もデジタル化を進めていかなければなりません。まだまだ私自身が未熟であり、至らぬ点が多々あるかと存じますが、夢と希望にあふれるまちづくりに向け、議員14名で努力して参る所存でございます。

依然、新型コロナウイルスの終息が見えない中、理事者各位、議員各位におかれましては、感染拡大防止に注視していただくようお願いするとともに、この一年間、町議会に寄せられました関係各位のご厚情、ご協力に深く感謝申し上げます。

終わりになりますが、町民皆様が健康に十分ご留意していただき、明るい新年をお迎えになられますよう心からご祈念を申し上げ、令和3年第4回定例会閉会にあたりましてのご挨拶にさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎ 閉会宣告

○議長（千葉 隆君） これをもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和3年第4回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時07分〕